

監事監査規程

昭和30年3月11日 設定
平成4年1月24日 一部改正
平成25年11月27日 一部改正

(目的)

第1条 監事の監査は、法令、定款に定めてあるもののほか、この規程によるものとする。

(筆頭監事)

第2条 監事の中から筆頭監事1名を互選する。

(監事会の設置)

第3条 監事は、その職務を計画的に且つ能率的に執行するため監事会を設け、必要事項を協議し、又は決定する。

(業務の責任)

第4条 監事は、監査の実施について監査業務の分担を定めることができる。

(帳票等の呈示)

第5条 監事は、理事または職員に対し監査上必要とする帳簿、書類および物件の呈示または調書の作成を求め、且つ必要と認めた事項について、理事またはその他の責任者の説明を求めることができる。

(監査準備の指示)

第6条 監事は、監査の万全を期するため事前に、必要とする事項並びに書類について、理事またはその責任者に予め準備を求めることができる。

(監査の時期等)

第7条 監査は、定期監査並びに臨時監査とする。

2. 定期監査は毎年2回とし、臨時監査は監事が必要と認める都度行うものとする。
3. 監事は、監査を行う場合、監査の日より5日前までに、その日時場所を理事に通知する。

(立会)

第8条 監事は、監査に当たり、理事その他責任者の立会を求めるものとする。

(実査、確認等)

第9条 監事は、監査上必要と認めるときは、関係者に対し、照会または確認をなし、また該当項目について実地調査することができる。

(監査書の作成)

第10条 監事は、監査終了後次の事項を記載した監査書を作成する。

- (1) 監査の年月日及び種類
- (2) 監査者の氏名
- (3) 監査した事項及び顛末
- (4) その他必要と認められた事項

(監査回答の請求)

第11条 監事は、監査した事項のうち、改善処理を求めたものについては、理事に処理経過の報告を求めることができる。

(代議員会報告)

第12条 監事は、代議員会において当該事業年度における監査の結果について意見を述べるとともに、監査の実施月日、方法、処理顛末等について報告するものとする。

(秘密保持)

第13条 監事は、監査の結果知り得た秘密、債権債務の内容その他重要な事項について正当な理由なく他にもらしてはならない。

(検査等の立会)

第14条 監事は、関係機関の検査が実施されるときは、必要に応じて立会する。

(規程の改正)

第15条 この規程の改正は、監事会において定め、理事会に報告するものとする。

付 則

1. この規程は、昭和30年3月11日より実施する。
2. この規程の改正は、平成4年1月24日から実施する。
3. この規程の改正は、平成25年6月7日から実施する。